

亀山市各種審議会等における女性の登用率

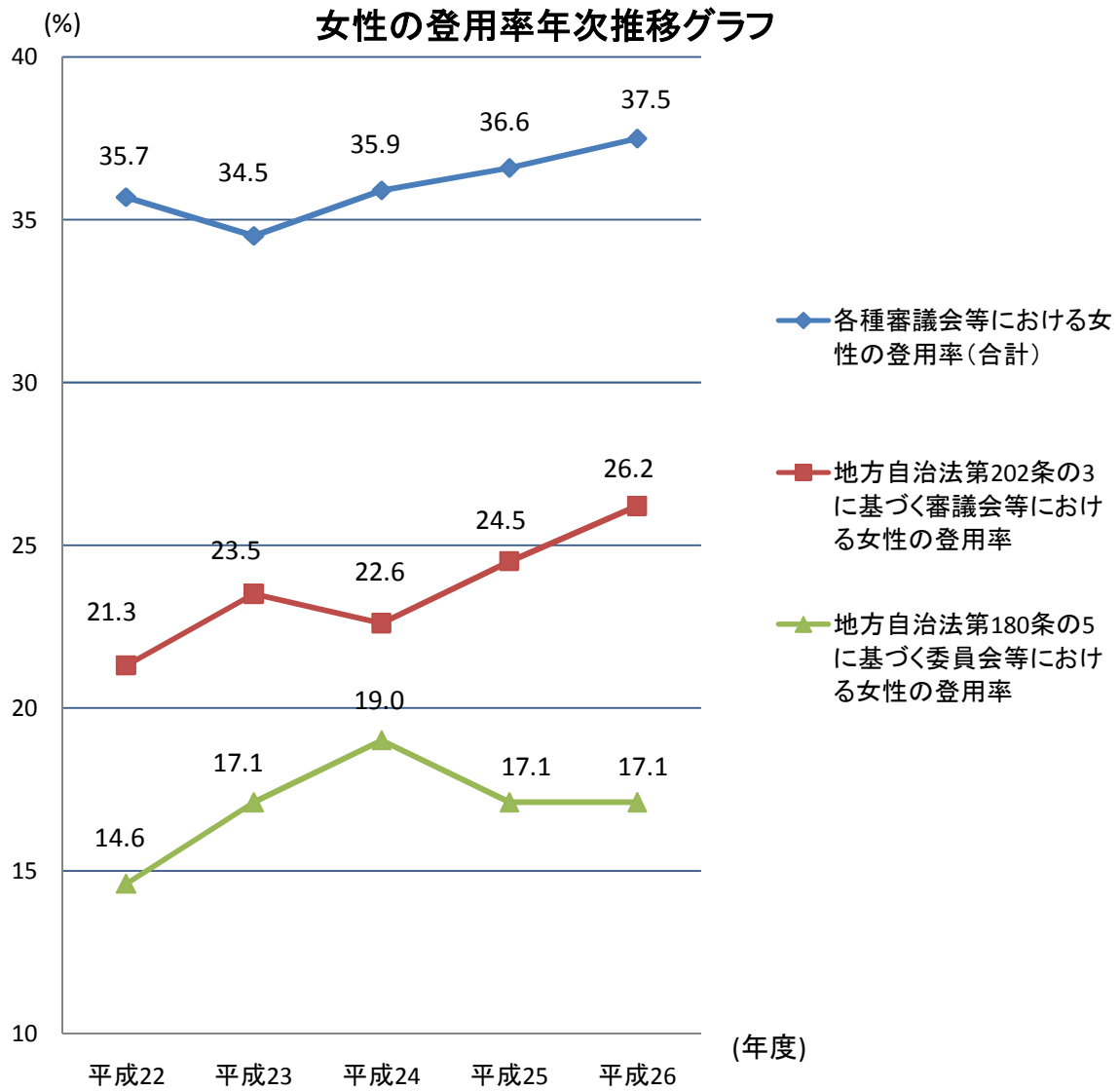
平成26年4月1日調査

① 地方自治法第180条の5	担当室	審議会等の名称	H 24	前年度	H 25	前年度	H 26				委員の次回改選時期	根 拠 法 令	
			女性の率%	比 較	女性の率%	比 較	女性の率%	女	男	計			
	1	総務法制室	亀山市公平委員会	33.3	→	33.3	→	33.3	1	2	3	2017年2月	地方公務員法・亀山市公平委員会設置条例
	2	納税室	亀山市固定資産評価審査委員会	0.0	→	0.0	→	0.0	0	3	3	2017年2月	亀山市固定資産評価審査委員会条例・地方税法第436条
	3	農政室	亀山市農業委員会	8.3	↗	8.7	→	8.7	2	21	23	2017年3月	亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例、農業委員会等に関する法律
	4	教育総務室	亀山市教育委員会	60.0	↘	40.0	→	40.0	2	3	5	2015年2月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	5	監査委員事務局	亀山市監査委員	0.0	→	0.0	→	0.0	0	3	3	2017年2月	地方自治法(195～199-3)亀山市監査委員条例(識見)
	6	選挙管理委員会事務局	亀山市選挙管理委員会	50.0	→	50.0	→	50.0	2	2	4	2017年3月	地方自治法第182条第1項
			計	19.0	↘	17.1	→	17.1	7	34	41		

② 地方自治法 第202条の3	担当室	審議会等の名称	H 24	前年度	H 25	前年度	H 26			委員の次回改選時期	根 拠 法 令		
			女性の率%	比 較	女性の率%	比 較	女性の率%	女	男			計	
	1	広報秘書室	亀山市名誉市民審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市名誉市民条例
	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市総合計画審議会条例
	3	企画政策室	亀山市まちづくり基本条例推進委員会	33.3	→	33.3	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市まちづくり基本条例
	4	総務法制室	亀山市情報公開審査会	20.0	↗	40.0	→	40.0	2	3	5	2015年3月	亀山市情報公開条例
	5	総務法制室	亀山市個人情報保護審査会	20.0	↗	40.0	→	40.0	2	3	5	2015年3月	亀山市個人情報保護条例
	6	人事情報室	亀山市特別職報酬等審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市特別職報酬等審議会条例
	7	危機管理室	亀山市防災会議	10.5	↗	13.0	→	13.0	3	20	23	2015年3月	亀山市防災会議条例
	8	危機管理室	亀山市国民保護協議会	5.3	↗	5.6	→	5.6	2	34	36	2014年7月	亀山市国民保護協議会条例
	9	財政行革室	亀山市行政改革推進委員会	40.0	↘	30.0	→	30.0	3	7	10	2015年7月	亀山市行政改革推進条例
	10	地域づくり支援室	亀山市交通安全対策会議	5.3	→	5.3	→	5.3	1	18	19	2014年6月	亀山市交通安全対策会議条例
	11	地域づくり支援室	亀山市住居表示審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市住居表示審議会条例
	12	保険年金室	亀山市国民健康保険運営協議会	33.3	→	33.3	→	33.3	5	10	15	2015年1月	亀山市国民健康保険条例
	13	文化スポーツ室	亀山市スポーツ推進審議会	33.3	↗	36.4	↘	33.3	4	8	12	2015年3月	亀山市スポーツ推進審議会条例
	14	共生社会推進室	亀山市男女共同参画審議会	50.0	→	50.0	→	50.0	5	5	10	2015年2月	亀山市男女が生き生き輝く条例
	15	共生社会推進室	亀山市人権施策審議会	—	—	—	—	50.0	6	6	12	2015年12月	一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例
	16	まちなみ文化財室	亀山市文化財保護審議会	8.3	→	8.3	↗	25.0	3	9	12	2017年4月	亀山市文化財保護条例
	17	まちなみ文化財室	亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	18.2	↗	23.1	→	23.1	3	10	13	2015年4月	亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例
	18	地域福祉室	亀山市民生委員推薦会	28.6	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	民生委員法第5条
	19	高齢障がい支援室	亀山市障害者介護給付審査会	20.0	→	20.0	→	20.0	1	4	5	2015年3月	障害者自立支援法 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例
	20	子ども家庭室	亀山市子ども・子育て会議	—	—	—	—	53.3	8	7	15	2015年8月	亀山市子ども・子育て会議条例
	21	環境保全室	亀山市環境審議会	45.5	↘	41.7	→	41.7	5	7	12	2016年2月	亀山市環境基本条例
	22	環境保全室	亀山市環境保全審議会	30.0	→	30.0	→	30.0	3	7	10	2016年2月	亀山市環境保全条例
	23	廃棄物対策室	亀山市廃棄物減量等推進審議会	44.4	↗	47.1	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第7条)
	24	都市計画室	亀山市都市計画審議会	26.7	→	26.7	→	26.7	4	11	15	2015年11月	都市計画法
	25	都市計画室	亀山市景観審議会	38.5	→	38.5	→	38.5	5	8	13	2015年4月	亀山市景観条例
	26	維持修繕室	亀山市水防協議会	10.5	↗	13.0	→	13.0	3	20	23	2015年3月	亀山市水防協議会条例
	27	上水道室	亀山市水道水源保護審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市水道水源保護条例
	28	消防総務室	亀山市消防審議会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市消防審議会条例（市長の諮問に応じ調査審議するもの）
	29	生涯学習室	亀山市青少年問題協議会	9.1	↗	18.2	↗	22.2	2	7	9	2015年3月	亀山市青少年問題協議会条例
	30	生涯学習室	亀山市社会教育委員	50.0	↘	42.9	→	42.9	3	4	7	2015年3月	亀山市社会教育委員条例
	31	生涯学習室	亀山市公民館運営審議会	50.0	↘	40.0	→	40.0	2	3	5	2015年3月	亀山市立公民館条例
			計	22.6	↗	24.5	↗	26.2	75	211	286		

担当室	審議会等の名称	H 24	前年度	H 25	前年度	H 26			委員の次回改選時期	根 拠 法 令		
		女性の率%	比 較	女性の率%	比 較	女性の率%	女	男			計	
1	広報秘書室	亀山市市政モニター	未選任	—	未選任	—	—	—	0	未選任	市政モニター設置要綱	
2	広報秘書室	亀山市表彰審議会	未選任	—	未選任	—	—	—	0	未選任	亀山市表彰条例施行規則	
3	企画政策室	亀山市行政評価外部評価委員会	20.0	—	未選任	—	—	—	0	未選任	亀山市行政評価外部評価委員会要綱	
4	総務法制室	亀山市コンプライアンス委員会	33.3	→	33.3	→	33.3	1	2	3	2015年1月	亀山市コンプライアンスの推進に関する規程
5	財政行革室	亀山市指定管理者選定委員会	33.3	→	33.3	↘	30.8	4	9	13	2015年2月	亀山市指定管理者選定委員会要綱
6	地域づくり支援室	亀山市交通安全教育推進員	86.4	↗	87.3	↘	85.0	113	20	133	2015年4月	亀山市交通安全教育推進員設置要綱
7	地域づくり支援室	亀山市地域自治に関する有識者会議	未選任	—	未選任	—	0.0	0	3	3	2015年11月	亀山市地域自治に関する有識者会議要綱
8	地域づくり支援室	亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会	未選任	—	未選任	—	未選任	—	—	0	未選任	亀山市地域活性化支援事業補助金選定委員会要綱
9	文化スポーツ室	亀山市美術展運営委員会	16.7	↗	33.3	↗	40.0	2	3	5	2015年3月	亀山市美術展運営委員会要綱
10	文化スポーツ室	亀山市立学校体育施設開放運営委員会	50.3	↗	53.1	→	53.1	51	45	96	2015年4月	亀山市立学校体育施設の開放に関する規則
11	文化スポーツ室	亀山市スポーツ推進委員	20.7	↗	24.1	→	24.1	7	22	29	2015年3月	亀山市スポーツ推進委員規則
12	文化スポーツ室	かめやま文化年プロジェクト推進委員会	—	—	—	→	28.5	2	5	7	2016年3月	かめやま文化年プロジェクト推進委員会要綱
13	文化スポーツ室	かめやま文化年2014運営委員会	—	—	—	→	41.6	5	7	12	2015年3月	かめやま文化年2014運営委員会
14	歴史博物館	亀山市歴史博物館運営委員会	12.5	→	12.5	↗	30.0	3	7	10	2015年6月	亀山市歴史博物館運営委員会要綱
15	歴史博物館	亀山市歴史博物館専門委員会	0.0	→	0.0	→	0.0	0	4	4	2015年3月	亀山市歴史博物館専門委員会要綱
16	共生社会推進室	亀山市協働事業選定委員会	75.0	↘	50.0	→	50.0	2	2	4	2014年10月	亀山市協働事業選定委員会設置要綱
17	共生社会推進室	亀山市市民参画協働事業推進補助金選定委員会	60.0	→	60.0	→	60.0	3	2	5	2015年2月	亀山市市民参画協働事業推進補助金交付要綱
18	共生社会推進室	亀山市市民協働センター利用者会議	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市市民協働センター利用委員会要綱
19	共生社会推進室	亀山市人権施策推進委員会	—	—	40.0	→	—	—	—	0	廃止：2013年12月	亀山市人権施策推進委員会設置要綱
20	共生社会推進室	亀山市市民活動応援制度審査検証委員会	—	—	—	→	14.3	1	6	7	2015年3月	亀山市市民活動応援交付金交付要綱
21	まちなみ文化財室	亀山市ネコギギ保護指導委員会	0.0	→	0.0	→	0.0	0	5	5	2015年3月	亀山市ネコギギ保護指導委員会要綱
22	まちなみ文化財室	亀山市亀山城跡保存整備指導委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市亀山城跡保存整備指導委員会要綱
23	まちなみ文化財室	亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会	0.0	↗	25.0	→	—	—	—	0	廃止：2014年3月	亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会要綱
24	まちなみ文化財室	亀山市遺跡詳細分布調査指導委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市遺跡詳細分布調査指導委員会要綱
25	地域福祉室	亀山市地域福祉計画推進委員会	33.3	↘	22.2	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市地域福祉計画推進委員会要綱
26	高齢障がい支援室	亀山市老人ホーム入所判定委員会	57.1	→	57.1	→	57.1	4	3	7	2015年3月	亀山市老人ホーム入所判定委員会要綱
27	高齢障がい支援室	亀山市地域自立支援協議会	40.0	→	40.0	↗	52.4	11	10	21	2016年4月	亀山市地域自立支援協議会要綱
28	高齢障がい支援室	亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会要綱
29	高齢障がい支援室	亀山市高齢者・障害者虐待防止対策代表者会議	21.4	↗	28.6	→	28.6	4	10	14	2015年3月	亀山市高齢者・障害者虐待防止対策代表者会議要綱
30	健康推進室	亀山市予防接種健康被害調査委員会	28.6	→	28.6	→	28.6	2	5	7	2015年4月	予防接種法・亀山市予防接種健康被害調査委員会要綱
31	子ども支援室	亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会	36.0	↗	41.7	↗	45.8	11	13	24	2015年6月	児童福祉法第25条の2・亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会設置要綱
32	環境保全室	亀山市環境基本計画及び地球温暖化防止対策実行計画懇話会	30.8	→	30.8	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市環境基本計画及び地球温暖化防止対策実行計画懇話会要綱
33	森林林業室	亀山市森林管理協議会	21.1	→	21.1	↘	18.8	3	13	16	2016年2月	亀山市森林管理協議会要綱
34	森林林業室	亀山市森林公園整備検討委員会	16.7	→	16.7	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市森林公園整備等検討委員会要綱
35	商工業振興室	亀山市地域公共交通会議	6.7	→	6.7	↗	12.5	2	14	16	2015年3月	亀山市地域公共交通会議規約
36	商工業振興室	亀山市働く環境づくり懇談会	28.6	↗	35.7	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市働く環境づくり懇談会要綱
37	商工業振興室	亀山地域産業活性化協議会	0.0	→	0.0	→	0.0	0	11	11	なし	亀山地域産業活性化協議会規約
38	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会	5.6	↗	7.7	↘	7.0	1	13	14	なし	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱
39	農政室	亀山市人・農地プラン作成検討委員会	40.0	→	40.0	→	40.0	4	6	10	2014年10月	亀山市人・農地プラン作成検討委員会設置要綱
40	都市計画室	亀山市歴史的風致維持向上計画協議会	40.0	→	40.0	→	40.0	4	6	10	2014年11月	亀山市歴史的風致維持向上計画協議会要綱
41	営繕住宅室	亀山市既存借上型市営住宅選定委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市既存借上型市営住宅選定委員会要綱
42	下水道室	亀山市下水道使用料等検討委員会	未選任	→	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市下水道使用料等検討委員会要綱
43	医療センター	亀山市立医療センター方向性検討委員会	25.0	→	25.0	→	25.0	3	9	12	2014年7月	亀山市立医療センター方向性検討委員会要綱
44	教育総務室	亀山市立川崎小学校校舎改築工事設計者選定委員会	—	—	—	→	40.0	2	3	5	なし	亀山市立川崎小学校校舎改築工事設計者選定委員会要綱
45	学校教育室	亀山市児童生徒結核対策委員会	33.3	→	33.3	→	33.3	2	4	6	2015年4月	亀山市児童生徒結核対策委員会要綱
46	学校教育室	亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会	20.0	→	20.0	↘	0.0	0	5	5	2015年4月	亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱
47	学校教育室	亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市立小学校及び中学校通学区域検討委員会要綱
48	教育研究室	亀山市就学指導委員会	62.5	↘	55.6	→	55.6	5	4	9	2015年3月	亀山市就学指導委員会規則
49	教育研究室	亀山市教育サポート推進委員会	46.7	↘	42.9	↘	41.7	5	7	12	2015年3月	亀山市教育サポート推進委員会要綱
50	教育研究室	亀山市学校問題調査検討委員会	14.3	↗	28.6	→	28.6	2	5	7	2015年3月	亀山市学校問題調査検討委員会要綱
51	教育研究室	亀山市中高連携推進委員会	22.2	→	22.2	→	22.2	2	7	9	2015年3月	亀山市中高連携推進委員会要綱
52	教育研究室	亀山市学校運営協議会（加太小学校）	16.7	↘	7.7	↗	11.1	1	8	9	2016年3月	亀山市学校運営協議会規則
53	教育研究室	亀山市学校運営協議会（川崎小学校）	未選任	→	未選任	→	33.3	5	10	15	2016年3月	亀山市学校運営協議会規則
54	教育研究室	亀山市保幼小中等連携協議会	53.8	↗	61.5	↘	50.0	7	7	14	2015年3月	亀山市保幼小中等連携協議会要綱
55	教育研究室	亀山市学校教育ビジョン策定委員会	未選任	—	未選任	→	未選任	—	—	0	未選任	亀山市学校教育ビジョン策定委員会要綱
56	生涯学習室	亀山市生涯学習推進会議	20.0	↗	25.0	→	25.0	3	9	12	2015年3月	亀山市生涯学習推進会議要綱
57	生涯学習室	亀山市青少年育成指導委員	22.2	↘	18.5	→	18.5	5	22	27	2015年3月	亀山市青少年育成指導委員規則
58	生涯学習室	亀山市青少年総合支援センター運営協議会	21.4	→	21.4	→	21.4	3	11	14	2015年3月	亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱
59	生涯学習室	亀山市青少年総合支援センター補導委員	8.0	↗	16.0	→	16.0	8	42	50	2014年6月	亀山市青少年総合支援センター規則
60	生涯学習室	亀山市放課後子どもプラン運営委員会	33.3	↗	36.4	→	36.4	4	7	11	2014年5月	亀山市放課後子どもプラン運営委員会要綱
61	図書館	亀山市図書館運営委員会	60.0	→	60.0	→	60.0	3	2	5	2015年9月	亀山市図書館運営委員会要綱
62	選挙管理委員会事務局	亀山市明るい選挙推進協議会	48.6	↗	52.5	→	52.5	21	19	40	2015年5月	公職選挙法第6条第1項
		計	40.7	↗	42.0	→	42.9	321	427	748		

女性の登用率年次推移グラフ



地方自治法 第180条の5 (抜 粋)

第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

② 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

④ 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に關し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

⑧ 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

地方自治法 第202条の3 (抜 粋)

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。